

2026年5月28日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード 13064)  
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一  
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智  
TEL 0120-753104

**「NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信」の信託終了にかかる約款変更のお知らせ**

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信」(以下、当ETFといたします。)(銘柄コード2246)におきまして、2026年4月27日に開示いたしました『「NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信」の信託終了にかかる約款変更の可能性に関するお知らせ』に記載のとおり、2026年4月27日から本日まで20営業日連続して受益権口数が125万口を下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、2026年6月29日を適用日として、2026年6月30日を信託終了日とする約款変更を行ない、信託終了(繰上償還)することをお知らせいたします。

当ETFは東京証券取引所において整理銘柄へ指定される見込みです。2026年6月26日を東京証券取引所における最終売買日として2026年6月29日に上場廃止となる予定です。

なお、繰上償還に備えて、2026年6月22日以降に保有する債券先物の全決済を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 償還金のお支払いは、2026年8月7日から開始する予定です。
- 東京証券取引所における売買取引は、2026年6月26日までとなります。

## 1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信」(2246)

## 2. 日程

### ○繰上償還および付随する約款変更に関する日程

- ・約款変更適用日 : 2026年6月29日(月)
- ・信託終了日 : 2026年6月30日(火)
- ・償還金支払開始日(予定) : 2026年8月7日(金)

※繰上償還に備えて、2026年6月22日以降に保有する債券先物の全決済を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

### ○東京証券取引所における売買に関する日程

- ・「整理銘柄」への指定 : 2026年5月28日(木)
- ・東京証券取引所における最終売買日 : 2026年6月26日(金)
- ・上場廃止日 : 2026年6月29日(月)

## 3. 繰上償還および付随する約款変更の概要および理由

### ○概要

- ・信託期限を無期限から2026年6月30日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

### ○理由

当ETFは2023年4月24日に設定され、約3年間にわたり運用を継続してまいりましたが、受益権の口数が、信託契約を解約し信託を終了させる条件である125万口を20営業日連続で下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなったため、繰上償還いたします。

## 4. 償還金のお支払い

償還金は、投資信託約款の定めに基づいて、信託終了日である2026年6月30日現在の受益者名簿に記載されている受益者に対して、2026年8月7日からお支払いする予定です。

償還金額は、信託終了日に算出される1口当たりの償還価額に基づきます。1口当た

りの償還価額は、当 ETF の信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額となり、確定いたしましたら、弊社ホームページにてお知らせいたします。

償還金のお受取り方法は、各受益者が信託終了時点でお取引されている証券会社に対して指定されている「配当金受領方法」に応じて、以下の方法で支払われます。

配当金受領方法	当 ETF の償還金のお受取り方法
株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
配当金領収証方式	
登録配当金受領口座方式	
個別銘柄指定方式	

※ お取引のある証券会社に対して、例えば、「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当 ETF 以外に保有されている銘柄の配当金のお受取り方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

税金の取扱いについては、以下の注意事項を含めて、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

① NISA 口座で当 ETF を保有されている場合

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については NISA は適用されず、確定申告の対象となります。

なお、東京証券取引所の最終売買日（2026 年 6 月 26 日）までに、証券会社を通じて市場売却することによって譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については NISA の適用を受けることになります。

② 特定口座で当 ETF を保有されている場合

国内の個人受益者が特定口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

また、東京証券取引所の最終売買日（2026 年 6 月 26 日）までに、証券会社を通じて市場売却することによって譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等と損益通算されます。

## 5. 取得申込および解約請求の停止

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなりましたので、当 ETF の取得申込は 2026 年 6 月 19 日以降、解約請求は 2026 年 6 月 25 日以降は受け付けないことといたします。また、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるときは、2026 年 6 月 24 日以前であっても解約請求を受け付けない場合があります。

## 6. 繰上償還に向けた対応および対象指数との連動終了予定について

繰上償還に備えて、2026 年 5 月 28 日以降速やかに保有する現物資産を売却し、債券先物取引を利用した運用に切り替える予定です。また、2026 年 6 月 22 日以降に、資金化（保有する債券先物の全決済）を実施することを予定しており、実施した場合は、当 ETF の基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

## 7. 約款の新旧対照表（案）

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 47 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、第 47 条第 2 項に定める信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、受益権の口数が 20 営業日連続して 125 万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、<u>信託契約締結日から 2026 年 6 月 30 日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 8 日から 6 月 7 日まで、6 月 8 日から 9 月 7 日まで、9 月 8 日から 12 月 7 日までおよび 12 月 8 日から翌年 3 月 7 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2023 年 9 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条第 2 項に定める信託期間の終了日とします。</p>	<p>(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 47 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(信託の計算期間) 第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 8 日から 6 月 7 日まで、6 月 8 日から 9 月 7 日まで、9 月 8 日から 12 月 7 日までおよび 12 月 8 日から翌年 3 月 7 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2023 年 9 月 7 日までとし、<u>最終計算期間の終了日は第 4 条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</u></p>

以上